

事 務 連 絡
平成 31 年 2 月 1 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
都道府県総務主管部（局）市区町村主管課

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
総務省自治税務局市町村税課

避難指示区域等以外の東日本大震災による被災地域における被保険者及び
旧避難指示区域等の上位所得層の被保険者の
一部負担金の免除及び保険料（税）の減免に対する財政支援について

東日本大震災による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等（※1）（以下「避難指示区域等」という。）以外の被災地域の被保険者及び旧避難指示区域等（※2）の上位所得層（※3）の被保険者の平成 30 年度における一部負担金の免除並びに国民健康保険の保険料（税）及び後期高齢者医療の保険料（以下「保険料（税）」という。）の減免に対する財政支援については、「避難指示区域等以外の東日本大震災による被災地域における被保険者及び旧避難指示区域等の上位所得層の被保険者の一部負担金の免除及び保険料（税）の減免に対する財政支援について」（平成 30 年 2 月 5 日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）でお示ししているところですが、平成 31 年 4 月 1 日以降の取扱いについては、下記のとおり予定していますので、貴管内保険者及び関係団体へ周知いただきますようお願いいたします。

なお、下記の内容については、平成 31 年度政府予算案の可決・成立が前提となり、具体的な財政支援の内容については、追ってお知らせする予定であることを申し添えます。

記

1 一部負担金の免除及び保険料（税）の減免に対する財政支援について

- （1）避難指示区域等以外の被災地域の被保険者（東日本大震災発生後、他市区町村へ転出した被保険者を含む。以下同じ。）及び旧避難指示区域等の上位所得層の被保険者（東日本大震災発生後、他市区町村へ転出した被保険者を含む。以下同じ。）に対して、平成 31 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間の一部負

担金の免除及び平成 31 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が到来する保険料（税）の減免を行った場合には、国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（昭和 38 年厚生省令第 10 号。以下「国保調整交付金算定省令」という。）第 6 条第 1 号イ及びニ並びに後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成 19 年厚生労働省令第 141 号。以下「後期高齢者医療調整交付金算定省令」という。）第 6 条第 1 号及び第 3 号の規定による平成 31 年度の特別調整交付金の交付対象となること。その際、これら各号の規定に基づき、平成 31 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの減免額を基準として、交付対象を判断することとなること。

（2）（1）による財政支援の対象となる保険者等が、引き続き、平成 32 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間の一部負担金の免除及び平成 32 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限が到来する保険料（税）の減免を行った場合には、その減免に要した費用の 10 分の 8 を、国保調整交付金算定省令第 6 条第 1 号ヲ及び後期高齢者医療調整交付金算定省令第 6 条第 9 号の規定による平成 32 年度の調整交付金の交付対象とする予定であること。

（3）（1）による財政支援の対象とならない場合であっても、避難指示区域等以外の被災地域の被保険者及び旧避難指示区域等の上位所得層の被保険者に対して、平成 30 年 12 月 31 日以前から引き続き、一部負担金の免除及び保険料（税）の減免を行った場合であって、国保調整交付金算定省令第 6 条第 1 号イ及びニ並びに後期高齢者医療調整交付金算定省令第 6 条第 1 号及び第 3 号の規定に基づき、平成 30 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの減免額を基準として交付対象を判断した結果、平成 30 年度についてはこれら各号に該当することとなる保険者等が、引き続き、平成 31 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間の一部負担金の免除及び平成 31 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限が到来する保険料（税）の減免を行った場合には、その減免に要した費用の 10 分の 8 が国保調整交付金算定省令第 6 条第 1 号ヲ及び後期高齢者医療調整交付金算定省令第 6 条第 9 号の規定による平成 31 年度の調整交付金の交付対象となること。

（4）（1）から（3）までの保険料（税）の減免措置に対する財政支援は、同一の事由によって市町村民税の減免を行っていることが交付要件となること。

2 一部負担金の免除及び保険料（税）の減免の基準について

（1）1 の財政支援の対象となる一部負担金の免除措置の免除基準については、以

下のとおりとすること。

「東日本大震災により被災した国民健康保険の被保険者に対する一部負担金の支払いの免除の要件に関する取扱いについて」（平成 29 年 9 月 29 日付け保国発 0929 第 1 号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知。以下「国保一部負担金免除基準通知」という。）及び「東日本大震災により被災した後期高齢者医療制度の被保険者に対する一部負担金の支払いの免除の要件に関する取扱いについて」（平成 29 年 9 月 29 日付け保高発 0929 第 1 号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知。以下「後期高齢者医療一部負担金免除基準通知」という。）において示した免除基準（ただし、国保一部負担金免除基準通知 1 ⑥から⑧及び後期高齢者医療一部負担金免除基準通知 1 ⑥から⑦の 2 を除く。）とする予定であること。

- (2) 1 の財政支援の対象となる保険料（税）の減免措置の減免基準については、以下のとおりとすることとしており、関係通知については、追って通知する予定であること。

「東日本大震災により被災した被保険者に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準について」（平成 30 年 7 月 3 日付け保国発 0703 第 1 号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知。以下「国保保険料（税）減免基準通知」という。）の 2（1）①から⑤並びに「平成 30 年度後期高齢者医療災害臨時特例補助金の交付申請及び後期高齢者医療の特別調整交付金の交付について」（平成 30 年 6 月 29 日付け保高発 0629 第 1 号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知。以下「後期高齢者医療保険料減免基準通知」という。）の 2（2）①から⑤及び⑦と同様の減免基準とする予定であること。

- 3 避難指示区域等以外の被災地域の被保険者及び旧避難指示区域等の上位所得層の被保険者に係る一部負担金及び保険料（税）の平成 31 年 4 月 1 日以降の取扱いについては、あらかじめ、市町村と後期高齢者医療広域連合との間で連携し、その対象者や要件について、十分に調整を行うこと。

(※ 1) 「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点（ホットスポット）の 4 つの区域等をいう（いずれも、解除・再編された場合を含む）。

(※ 2) 「旧避難指示区域等」とは、平成 25 年度以前に指定が解除された（a）旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成 26 年度に指定が解除された（b）旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部および南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成 27 年度に指定が解除された（c）旧避難指示解除準備区域（楢葉町の一部）、平成 28 年度及び平成 29 年 4 月 1 日に指定が解除された（d）旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）の 4 つの区域等をいう。

(※3)「上位所得層」とは、

- ①国民健康保険については、世帯に属する国民健康保険の被保険者について、平成30年（一部負担金の免除措置の場合にあっては、平成31年7月までの間において、平成29年）の国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が、600万円を超える世帯
- ②後期高齢者医療制度については、世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、平成30年（一部負担金の免除措置の場合にあっては、平成31年7月までの間において、平成29年）の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600万円を超える世帯